

第10 死亡獣畜処理関係

化製場・死亡獣畜取扱場関係

化製場及び死亡獣畜取扱場の適正管理を指導し、死亡獣畜の適正な取扱いを推進するため、化製場等に関する法律に基づき化製場及び死亡獣畜取扱場の定期的な監視指導を実施し、適正な処理等の指導を行っています。

表10-1 化製場等施設数

(令和5年3月31日現在)

	化製場	死亡獣畜取扱場	法第8条準用施設	畜舎・家きん舎	計
施設数	27	107	90	113	337

※ 法第8条準用施設…魚介類・鳥獣の肉・皮・骨・臓器等を原料とする肥料飼料等を製造する施設及びこれらの肉等を化製場等に供するために貯蔵する施設。

表10-2 監視指導件数

(令和4年度)

	監視指導件数				
	化製場	死亡獣畜取扱場	法第8条準用施設	畜舎・家きん舎	計
北海道	20	7	18		45
札幌市				2	2
旭川市	2	1	3	6	12
函館市					
小樽市				1	1
政令市計	2	1	3	9	15
合計	22	8	21	9	60

表10-3 施設に関する苦情件数

(令和4年度)

	化製場					死亡獣畜取扱場					法第8条準用施設					畜舎・家きん舎					合計
	臭気	汚水	こん虫	その他	計	臭気	汚水	こん虫	その他	計	臭気	汚水	こん虫	その他	計	臭気	汚水	こん虫	その他	計	
北海道																27				27	27
札幌市																1				1	1
旭川市																					
函館市																					
小樽市																					
政令市計																1				1	1
合計																28				28	28

表10-4 化製場等施設数(保健所別)

(令和5年3月31日現在)

保健所	区分	化 製 場						死 亡 獸 畜 取 扱 場			法第8条準用施設			畜 舎	計		
		施設実数	内 訳					施設数		内 訳			施設実数			内 訳	
			皮 革	油 脂	に かわ	肥 料	飼 料	そ の 他	設 置	市 町 村	そ の 他	解 体				埋 却	焼 却
渡 島	2		1		1	1		2	1	1	2		9	8	1		14
江 差								2			2						2
八 雲								2	2	1	3		5	4	1		9
江 別													1	1			1
千 歳	2				2								3	2	1		5
俱知安								9	2		11		1	1			12
岩 内													1	1		6	7
岩見沢	2		1			1	1		1	1			1	1		1	5
滝 川	1				1			2			2					2	5
深 川								3			3					3	6
室 蘭									6		6		4	4			10
苫小牧	1		1			1		2	3	1	4		4	4			10
浦 河								2	1		3		3	3		4	10
静 内	1				1			1	2	1	1	1	1	1			5
上 川								6			5	1					6
名 寄								8			8					7	15
富良野								3			3						3
留 萌								3	4		7						7
稚 内								7	1	1	7	1	6	6			14
北 見	1		1				1		1		1		4	1	3		6
網 走	4		1		3	1			3	3			4	2	2		11
紋 別	2		2	1	1		1	1	4	3	2		6	6	2		13
帯 広	3		2			2	1		9	3	3	5	3	2	1	1	16
釧 路	1					1		1	2	1	2		24	22	2	6	34
根 室													1	1			1
中標津	4		2			4		1	5	5	1		5	5			15
道立計	24		11	1	9	11	4	55	47	21	76	8	86	75	13	30	242
札幌市	1	1	1			1		1				1				61	63
旭川市	1	1	1					1			1		2		2	5	9
函館市	1				1			2			2		2	1	1	10	15
小樽市								1			1					7	8
政令計	3	2	2		1	1		5			4	1	4	1	3	83	95
合 計	27	2	13	1	10	12	4	60	47	21	80	9	90	76	16	113	337

表10-5 化製場等施設許可数(新規・保健所別)

(令和4年度)

保健所	施設実数	化 製 場						死 亡 獣 畜 取 扱 場			法第8条準用施設		畜 舎	計		
		内 訳						内 訳			内 訳					
		皮 革	油 脂	に かわ	肥 料	飼 料	そ の 他	設 置	市 町 村	そ の 他	解 体	埋 却			焼 却	施設実数
渡 島																
江 差																
八 雲																
江 別																
千 歳																
俱知安																
岩 内																
岩見沢																
滝 川																
深 川																
室 蘭																
苫小牧																
浦 河																
静 内	1				1											1
上 川																
名 寄																
富良野																
留 萌																
稚 内																
北 見																
網 走																
紋 別																
帯 広								1			1					1
釧 路																
根 室																
中標津																
道立計	1				1			1			1					2
札幌市																
旭川市															1	1
函館市																
小樽市															2	2
政令計															3	3
合 計	1				1			1			1				3	5